

(掲示)

X i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 Xi契約 第1節～第2節 (略) 第3節 定期契約</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>(定期契約の満了) 第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。 2～5 (略) 6 <u>当社は、前5項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。</u></p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>第4章 Xiユビキタス契約 第1節～第2節 (略) 第3節 Xiユビキタス定期契約</p> <p>第21条の10～第21条の11 (略)</p> <p>第21条の12 Xiユビキタス定期契約は、当社がそのXiユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。 2～3 (略) 4 <u>当社は、前3項に規定するXiユビキタス定期契約の満了について、当該Xiユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該Xiユビキタス定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。</u></p> <p>第4章の2～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 Xi契約 第1節～第2節 (略) 第3節 定期契約</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>(定期契約の満了) 第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。 2～5 (略)</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>第4章 Xiユビキタス契約 第1節～第2節 (略) 第3節 Xiユビキタス定期契約</p> <p>第21条の10～第21条の11 (略)</p> <p>第21条の12 Xiユビキタス定期契約は、当社がそのXiユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。 2～3 (略)</p> <p>第4章の2～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p>

1～16 (略)

17 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのX iに係る料金等を、第14項に規定する減額の対象とします。

ただし、歴月の初日におけるX i契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのX iに係る料金等を、第14項に規定する減額の対象とします。

18～23 (略)

(注) (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用																								
(略)	(略)																							
(8) の 2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限値</th> <th>上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シングルパック</td> <td>データSパック (小容量) 3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>シングルのパック</td> <td>データMパック (標準) 5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>シングルのパック</td> <td>データLパック (大容量) 6,700円 (7,236円)</td> <td>8GB</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シングルパック	データSパック (小容量) 3,500円 (3,780円)	2GB	20	シングルのパック	データMパック (標準) 5,000円 (5,400円)	5GB	20	シングルのパック	データLパック (大容量) 6,700円 (7,236円)	8GB	20
区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限回線数																					
(略)	(略)	(略)	(略)																					
シングルパック	データSパック (小容量) 3,500円 (3,780円)	2GB	20																					
シングルのパック	データMパック (標準) 5,000円 (5,400円)	5GB	20																					
シングルのパック	データLパック (大容量) 6,700円 (7,236円)	8GB	20																					

1～16 (略)

17 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の翌暦月までのそのX iに係る料金等を、第14項に規定する減額の対象とします。

18～23 (略)

(注) (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用																								
(略)	(略)																							
(8) の 2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限値</th> <th>上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シングルパック</td> <td>データSパック (小容量) 3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>シングルパック</td> <td>データMパック (標準) 5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>シングルパック</td> <td>データLパック (大容量) 6,700円 (7,236円)</td> <td>8GB</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シングルパック	データSパック (小容量) 3,500円 (3,780円)	2GB	10	シングルパック	データMパック (標準) 5,000円 (5,400円)	5GB	10	シングルパック	データLパック (大容量) 6,700円 (7,236円)	8GB	10
区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限回線数																					
(略)	(略)	(略)	(略)																					
シングルパック	データSパック (小容量) 3,500円 (3,780円)	2GB	10																					
シングルパック	データMパック (標準) 5,000円 (5,400円)	5GB	10																					
シングルパック	データLパック (大容量) 6,700円 (7,236円)	8GB	10																					

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ビジネス</td> <td>データSパック (小容量)</td> <td>3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>シングル</td> <td>データMパック (標準)</td> <td>5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>パック</td> <td>データLパック (大容量)</td> <td>6,700円 (7,236円)</td> <td>8GB</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	ビジネス	データSパック (小容量)	3,500円 (3,780円)	2GB	10	シングル	データMパック (標準)	5,000円 (5,400円)	5GB	10	パック	データLパック (大容量)	6,700円 (7,236円)	8GB	10							
ビジネス	データSパック (小容量)	3,500円 (3,780円)	2GB	10																			
シングル	データMパック (標準)	5,000円 (5,400円)	5GB	10																			
パック	データLパック (大容量)	6,700円 (7,236円)	8GB	10																			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ファミリーシェア</td> <td>シェアパック10 (小容量)</td> <td>9,500円 (10,260円)</td> <td>10GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>シェアパック15 (標準)</td> <td>12,500円 (13,500円)</td> <td>15GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>シェアパック20 (大容量)</td> <td>16,000円 (17,280円)</td> <td>20GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>シェアパック30 (大容量)</td> <td>22,500円 (24,300円)</td> <td>30GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ファミリーシェア	シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	20	シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	20	シェアパック20 (大容量)	16,000円 (17,280円)	20GB	20	シェアパック30 (大容量)	22,500円 (24,300円)	30GB	20		(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェア	シェアパック10 (小容量)		9,500円 (10,260円)	10GB	20																		
	シェアパック15 (標準)		12,500円 (13,500円)	15GB	20																		
	シェアパック20 (大容量)		16,000円 (17,280円)	20GB	20																		
	シェアパック30 (大容量)	22,500円 (24,300円)	30GB	20																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																			
	<p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。</p> <p>(ア) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するX iの契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この欄において同じとします。)のとき。</p> <p>(イ) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するX iの契約者名義が法人以外のとき。</p> <p>ウ～ナ (略)</p>																						
(略)	(略)																						
(10) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア 外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信(以下「国際ショートメッセージ通信」といいます。)に関する料金については、2(料金額)の2-4の2-4-2に規定する額を適用します。</p> <p>イ 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX iの国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(11)及び(16)に規定する繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその繰越残額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越残額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p>																						
(11) 総合利用プランにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX iの通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄及び(16)において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(9)</p>																						

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ファミリーシェア</td> <td>シェアパック10 (小容量)</td> <td>9,500円 (10,260円)</td> <td>10GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シェアパック15 (標準)</td> <td>12,500円 (13,500円)</td> <td>15GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シェアパック20 (大容量)</td> <td>16,000円 (17,280円)</td> <td>20GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シェアパック30 (大容量)</td> <td>22,500円 (24,300円)</td> <td>30GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ファミリーシェア	シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	10		シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	10		シェアパック20 (大容量)	16,000円 (17,280円)	20GB	10		シェアパック30 (大容量)	22,500円 (24,300円)	30GB	10		(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェア	シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	10																						
	シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	10																						
	シェアパック20 (大容量)	16,000円 (17,280円)	20GB	10																						
	シェアパック30 (大容量)	22,500円 (24,300円)	30GB	10																						
	(略)	(略)	(略)	(略)																						
	<p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。</p> <p>(ア) ファミリーシェアパックを選択するX iの契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この欄において同じとします。)のとき。</p> <p>(イ) ビジネスシェアパックを選択するX iの契約者名義が法人以外のとき。</p> <p>ウ～ナ (略)</p>																									
(略)	(略)																									
(10) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア 外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信(以下「国際ショートメッセージ通信」といいます。)に関する料金については、2(料金額)の2-4の2-4-2に規定する額を適用します。</p> <p>イ 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX iの国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその繰越残額の合計額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越残額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p>																									
(11) 総合利用プランにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX iの通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄、(14)及び(16)において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、</p>																									

	<p>に規定する料金を除きます。以下この欄及び(16)において同じとします。)については、イに規定する引継繰越額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が引継繰越額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 総合利用プランのX iの通信に関する料金の月間累計額が引継繰越額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのX iに係る国際アウトローミング利用等に係る料金(国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料又は国際ショートメッセージ通信料をいいます。以下同じとします。)から繰越残額(引継繰越額から月間累計額を控除した額をいいます。以下この欄において同じとします。)を控除します。</p> <p>ただし、国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額が繰越残額に満たない場合は、その国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ <u>アに規定する引継繰越額の適用は、その引継繰越額が生じた料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除するものとします。</u></p> <p>ただし、(15)に規定する定期契約等に係る通信料の月極割引の適用を受けている場合の引継繰越額は、その引継繰越額が生じた料金月、翌料金月又は翌々料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除するものとします。</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
(13)複数回線複合割引(ファミリー割引)の適用	<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 当社は、オに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線(当該料金月においてその割引回線群における本割引の適用を廃止する申出があったものを含みます。)の数が2以上20以下とならないとき。</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>キ～セ (略)</p>
(略)	(略)
(14)の2 削除	

	<p>(9)に規定する料金を除きます。以下この欄、(14)及び(16)において同じとします。)については、イに規定する引継繰越額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が引継繰越額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 総合利用プランのX iの通信に関する料金の月間累計額が引継繰越額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのX iに係る国際アウトローミング利用等に係る料金(国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料又は国際MMS通信料をいいます。以下同じとします。)から繰越残額(引継繰越額から月間累計額を控除した額をいいます。以下この欄において同じとします。)を控除します。</p> <p>ただし、国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額が繰越残額に満たない場合は、その国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
(13)複数回線複合割引(ファミリー割引)の適用	<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 当社は、オに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線(当該料金月においてその割引回線群における本割引の適用を廃止する申出があったものを含みます。)の数が2以上10以下とならないとき。</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>キ～セ (略)</p>
(略)	(略)
(14)複数回線複合割引の適用を受けているX iの引継繰越額の適用	<p>ア 総合利用プランを選択しているX i契約者が、(13)に規定する複数回線複合割引の適用を受けている場合は、そのX iの通信に関する料金については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とし、引継繰越額((11)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ この欄において繰越共有額とは、そのX iに係る割引回線群を構成する他の割引選択回線において、翌料金月又は翌々料金月に控除できなかった繰越額(当該契約約款に規定するものをいいます。)又は引継繰越額が生じたときに、その合計額をその割引回線群を構成する割引選択回線(データ専用プランに係るものを除きます。)に係る月間累計額(パケット通信サービスに係るものを含みます。)及び</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているX iに係る引継繰越額の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ この欄において繰越共有額とは、そのX iに係る指定割引回線群((15)に規定するものをいいます。)を構成する他のX i等(当社が別に定める方法により、そのX iと料金その他債務を一括して請求しているもの)に限ります。以下この欄において「共有対象X i等」といいます。)において、当該料金月において控除できなかった前々料金月における引継繰越額が生じたときに、その合計額をそのX i及び共有対象X i等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。</p> <p>ウ～エ (略)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)

第2表～第3表

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(略)	(略)
(2) 国際アウト	ア～イ (略)

(略)	(略)	<p>国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。</p> <p>ウ 割引代表回線に係るX i契約者は、イに規定する「他の割引選択回線」を「他の割引選択回線(当社が別に定める方法により、そのX iと料金その他の債務を一括して請求しているX i若しくはF O M Aに限ります。以下この欄において同じとします。)」に読み替えて適用する取扱いを選択することができます。</p> <p>エ 当社は、割引代表回線に係るX i契約者からウに規定する申出があったときは、その割引代表回線に係る割引回線群を構成する他の割引選択回線についても、ウの規定を適用します。</p> <p>オ アからエの規定にかかわらず、割引選択回線に係る契約の解除又は名義変更があった場合は、その割引選択回線に係る繰越共有額が適用されないことがあります。</p> <p>カ アのただし書の場合においては、国際アウトローミング利用等に係る料金から繰越残額(繰越共有額からその月間累計額を控除した額をいいます。)を控除します。</p> <p>キ 指定割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属するX iに係る通信に関する料金については、アからカの規定に準じて取り扱います。</p>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているX iに係る引継繰越額の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ この欄において繰越共有額とは、そのX iに係る指定割引回線群((15)に規定するものをいいます。)を構成する他のX i等(当社が別に定める方法により、そのX iと料金その他債務を一括して請求しているもの)に限ります。以下この欄において「共有対象X i等」といいます。)において、翌料金月又は翌々料金月に控除できなかった繰越額(当該契約約款に規定するものをいいます。)又は引継繰越額が生じたときに、その合計額をそのX i及び共有対象X i等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。</p> <p>ウ～エ (略)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)

第2表～第3表

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(略)	(略)
(2) 国際アウト	ア～イ (略)

ローミング利用料の適用等	ウ 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(11)及び(16)に規定する繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計(請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計)した額とし、(4)及び(7)の適用を受ける通信に係るものを除きます。)からその繰越残額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が繰越残額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。
(略)	(略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ローミング利用料の適用等	ウ 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(11)、(14)及び(16)に規定する繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計(請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計)した額とし、(4)及び(7)の適用を受ける通信に係るものを除きます。)からその繰越残額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が繰越残額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。
(略)	(略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Cincinnati Bell Wireless, LLC	8	二	A ● I	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

方						
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スイス連邦	<u>Salt Mobile SA</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>MegaFon, Public Joint Stock Company</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

方						
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スイス連邦	Orange Communications SA	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MegaFon, Open Joint Stock Company	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年7月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附則(平成27年5月21日経企第354号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」へ改め、同号を第8号とし、第6号の次に次の一号を加えます。

(7)当社は、旧プランX iに係る定期契約の満了について、当該旧プランX iに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該旧プランX iに係る定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約 第1節～第2節 (略) 第3節 第1種定期契約</p> <p>第20条～第21条の2 (略)</p> <p>(第1種定期契約の満了) 第22条 第1種定期契約は、当社がその第1種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 当社は、前3項に規定する第1種定期契約の満了について、当該第1種定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第1種定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。</p> <p>第23条～第23条の2 (略)</p> <p>第4節 (略) 第5節 第2種定期契約</p> <p>第23条の12～第23条の13 (略)</p> <p>(第2種定期契約の満了) 第23条の14 第2種定期契約は、当社がその第2種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当社は、前4項に規定する第2種定期契約の満了について、当該第2種定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第2種定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。</p> <p>第23条の15～第24条 (略)</p> <p>第4章 FOMAユビキタス契約 第1節～第2節 (略) 第3節 第1種FOMAユビキタス契約</p> <p>第24条の8～第24条の9 (略)</p> <p>(第1種FOMAユビキタス定期契約の満了)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約 第1節～第2節 (略) 第3節 第1種定期契約</p> <p>第20条～第21条の2 (略)</p> <p>(第1種定期契約の満了) 第22条 第1種定期契約は、当社がその第1種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第23条～第23条の2 (略)</p> <p>第4節 (略) 第5節 第2種定期契約</p> <p>第23条の12～第23条の13 (略)</p> <p>(第2種定期契約の満了) 第23条の14 第2種定期契約は、当社がその第2種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第23条の15～第24条 (略)</p> <p>第4章 FOMAユビキタス契約 第1節～第2節 (略) 第3節 第1種FOMAユビキタス契約</p> <p>第24条の8～第24条の9 (略)</p> <p>(第1種FOMAユビキタス定期契約の満了)</p>

第24条の10 第1種FOMAユビキタス定期契約は、当社がその第1種FOMAユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 （略）

3 当社は、前2項に規定する第1種FOMAユビキタス定期契約の満了について、当該第1種FOMAユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第1種FOMAユビキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

第24条の11～第24条の14（略）

第4節 （略）

第5節 第2種FOMAユビキタス契約

第24条の22～第24条の23（略）

（第2種FOMAユビキタス定期契約の満了）

第24条の24 第2種FOMAユビキタス定期契約は、当社がその第2種FOMAユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2～3 （略）

4 当社は、前3項に規定する第2種FOMAユビキタス定期契約の満了について、当該第2種FOMAユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第2種FOMAユビキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

第4章の3 FOMAプリペイド契約

第24条の32～第28条 （略）

（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）

第29条 当社は、料金表通則第21項（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録）の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、FOMAプリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。

ただし、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間は、利用可能期間において、契約者との間のパケット通信モードによる通信に係る通信データ量が、通信可能データ量（利用可能期間内において、FOMAプリペイド第2種契約の契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能であるデータ量をいいます。以下同じとします。）に到達したときはその日までとします。

2～5 （略）

5 当社は、前2項の規定により利用可能期間の更新の請求があった場合であって、料金表通則第21項の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を更新します。この場合において、更新された利用可能期間は、その前払い登録があった日から起算します。

第24条の10 第1種FOMAユビキタス定期契約は、当社がその第1種FOMAユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

第24条の11～第24条の14（略）

第4節 （略）

第5節 第2種FOMAユビキタス契約

第24条の22～第24条の23（略）

（第2種FOMAユビキタス定期契約の満了）

第24条の24 第2種FOMAユビキタス定期契約は、当社がその第2種FOMAユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2～3 （略）

第4章の3 FOMAプリペイド契約

第24条の32～第28条 （略）

（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）

第29条 当社は、料金表通則第19項（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録）の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、FOMAプリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。

ただし、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間は、利用可能期間において、契約者との間のパケット通信モードによる通信に係る通信データ量が、通信可能データ量（利用可能期間内において、FOMAプリペイド第2種契約の契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能であるデータ量をいいます。以下同じとします。）に到達したときはその日までとします。

2～5 （略）

5 当社は、前2項の規定により利用可能期間の更新の請求があった場合であって、料金表通則第19項の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を更新します。この場合において、更新された利用可能期間は、その前払い登録があった日から起算します。

第30条 (略)

(当社が行うFOMAプリペイド契約の解除)

第31条 当社は、FOMAプリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して30日以内に、第29条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除します。

2～3 (略)

4 前3項の規定によるほか、当社は、FOMAプリペイド契約者が料金表通則第21項（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録）の規定により料金の前払い登録を行った場合であって、当社がその前払い料金の支払いの事実を確認できないときは、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。

第32条 (略)

第6章～第14章 (略)

料金表

通則

1～16 (略)

17 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのX iに係る料金等を、第14項に規定する減額の対象とします。

ただし、歴月の初日におけるFOMA契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのFOMAに係る料金等を、第14項に規定する減額の対象とします。

18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、料金（別表2に規定するプリペイドISP機能に係る付加機能使用料及びFOMAプリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）及び工事費について、第24項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（第75条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20～26 (略)

(注) 当社は、第26項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のFOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(略)	(略)

第30条 (略)

(当社が行うFOMAプリペイド契約の解除)

第31条 当社は、FOMAプリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して30日以内に、第29条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除します。

2～3 (略)

4 前3項の規定によるほか、当社は、FOMAプリペイド契約者が料金表通則第19項（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録）の規定により料金の前払い登録を行った場合であって、当社がその前払い料金の支払いの事実を確認できないときは、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。

第32条 (略)

第6章～第14章 (略)

料金表

通則

1～16 (略)

17 (略)

(料金等の支払い)

18 契約者は、料金（別表2に規定するプリペイドISP機能に係る付加機能使用料及びFOMAプリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）及び工事費について、第23項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（第75条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

19～25 (略)

(注) 当社は、第25項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のFOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(略)	(略)

(3) 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	<p>ア～エ （略）</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの、(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの及び当該暦月においてその割引回線群に係るファミリー割引の適用を廃止する申出があったものを含まず。）の数が2以上20以下とならないとき。</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p>
(略)	(略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用																	
(略)	(略)																
(7)の3 第2種契約に係るデータ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定額通信料（月額）</th> <th>定額上限値</th> <th>上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シングルパック</td> <td>3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ダブルパック</td> <td>5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定額通信料（月額）	定額上限値	上限回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シングルパック	3,500円 (3,780円)	2GB	20	ダブルパック	5,000円 (5,400円)	5GB	20
区分	定額通信料（月額）	定額上限値	上限回線数														
(略)	(略)	(略)	(略)														
シングルパック	3,500円 (3,780円)	2GB	20														
ダブルパック	5,000円 (5,400円)	5GB	20														

(3) 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	<p>ア～エ （略）</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの、(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの及び当該暦月においてその割引回線群に係るファミリー割引の適用を廃止する申出があったものを含まず。）の数が2以上10以下とならないとき。</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p>
(略)	(略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用																	
(略)	(略)																
(7)の3 第2種契約に係るデータ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定額通信料（月額）</th> <th>定額上限値</th> <th>上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シングルパック（小容量）</td> <td>3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ダブルパック（標準）</td> <td>5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定額通信料（月額）	定額上限値	上限回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シングルパック（小容量）	3,500円 (3,780円)	2GB	10	ダブルパック（標準）	5,000円 (5,400円)	5GB	10
区分	定額通信料（月額）	定額上限値	上限回線数														
(略)	(略)	(略)	(略)														
シングルパック（小容量）	3,500円 (3,780円)	2GB	10														
ダブルパック（標準）	5,000円 (5,400円)	5GB	10														

ク	ング ル パ ッ ク	(標準)				
		データLパ ック (大容量)	6,700円 (7,236円)	8GB	20	
		ビ ジ ネ ス	データSパ ック (小容量)	3,500円 (3,780円)	2GB	10
		シ ン グ ル	データMパ ック (標準)	5,000円 (5,400円)	5GB	10
		パ ッ ク	データLパ ック (大容量)	6,700円 (7,236円)	8GB	10
フ ァ ミ リ ー シ ェ ア パ ッ ク		シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	20	
		シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	20	
		シェアパック20 (大容量)	16,000円 (17,280円)	20GB	20	
		シェアパック30 (大容量)	22,500円 (24,300円)	30GB	20	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。</p> <p>(ア) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するFOMAの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。以下この欄において同じとします。）のとき。</p> <p>(イ) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するFOMAの契約者名義が法人以外の場合。</p> <p>ウ～ナ (略)</p>						
(略)		(略)				
(8) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア (略)	イ 基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMA（共用FOMAに係るものを除きます。）の国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(9)、(10)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額（当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。				

ク	データLパ ック (大容量)	6,700円 (7,236円)	8GB	10	
フ ァ ミ リ ー シ ェ ア パ ッ ク		シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10GB	10
		シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15GB	10
		シェアパック20 (大容量)	16,000円 (17,280円)	20GB	10
		シェアパック30 (大容量)	22,500円 (24,300円)	30GB	10
		(略)	(略)	(略)	(略)
<p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。</p> <p>(ア) ファミリーシェアパックを選択するFOMAの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。以下この欄において同じとします。）のとき。</p> <p>(イ) ビジネスシェアパックを選択するFOMAの契約者名義が法人以外の場合。</p> <p>ウ～ナ (略)</p>					
(略)		(略)			
(8) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア (略)	イ 基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMA（共用FOMAに係るものを除きます。）の国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(9)、(10)及び(10)の2に規定する控除残額及び繰越残額（当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。			

ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

(9) 総合利用プランにおける通信料の適用

ア 基本使用料の料金種別総合利用プランのFOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄、(10)及び(10)の3において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の2に規定する料金を除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額（(10)に規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）とイに規定する繰越額又は引継繰越額（サに規定するものをいい、当該料金月に生じたものに限り、）を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプSS及びタイプSS 2in1	1,000円
タイプS及びタイプS 2in1	2,000円
タイプM及びタイプM 2in1	4,000円
タイプL及びタイプL 2in1	6,000円
タイプLL及びタイプLL 2in1	11,000円
タイプシンプル	——
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス 2in1	5,500円
タイプ2in1	——
FOMAカケホーダイプラン（スマホ/タブ）	——
FOMAカケホーダイプラン（ケータイ）	——

イ この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額（(10)に規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）及びサに規定する引継繰越額の合計額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいいます。

ただし、エの規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は第1（基本使用料）の(5)のエの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

ウ～コ （略）

ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

(9) 総合利用プランにおける通信料の適用

ア 基本使用料の料金種別が第1種契約に係る総合利用プランのFOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄、(10)、(10)の2及び(10)の3において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の2に規定する料金を除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額とイに規定する繰越額及びサに規定する引継繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプSS及びタイプSS 2in1	1,000円
タイプS及びタイプS 2in1	2,000円
タイプM及びタイプM 2in1	4,000円
タイプL及びタイプL 2in1	6,000円
タイプLL及びタイプLL 2in1	11,000円
タイプシンプル	——
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス 2in1	5,500円
タイプ2in1	——

イ この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除します。

ただし、エの規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は第1（基本使用料）の(5)のエの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

ウ～コ （略）

サ この欄において引継繰越額とは、第1種契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第2種契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）又はX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）を締結した場合における、その第1種契約に係る繰越額のことをいいます。

シ（略）

ス イに規定する繰越額（(10)のイに規定する繰越額があるときは、その繰越額を加算した額とします。）は、当該料金月末日時点において、FOMA契約者が選択している基本使用料の料金種別に係る控除可能額に3を乗じた額を上限とし、本欄の規定を適用します。

ただし、2年定期契約等に係る通信料の月極割引（(14)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているときはこの限りではありません。

セ 2年定期契約等に係る通信料の月極割引の適用を受けている場合の繰越額は、翌料金月又は翌々料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除するものとします。この場合において、当該料金月において控除できなかった前々々料金月又は前々々料金月における繰越額があるときの当該料金月における繰越額は、イの規定により算定した繰越額からその控除できなかった繰越額を差し引いた額とします。

（注）（略）

(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用

ア 総合利用プランのFOMAについて、FOMAサービス（旧プランFOMAに限ります。）及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信（通信時間が3分を超えるものに限ります。）の着信を受けた場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、次表に規定する控除可能額を(9)に規定する控除可能額に加算します。

ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。

控 除 可 能 額

1 通信につき3分を超える3分までごとに10円として算定した額を料金月単位で累計した額
ただし、月間累計額がその額と繰越額の合計額に満たない場合はその月間累計額

サ この欄において引継繰越額とは、第1種契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第2種契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）又はX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）を締結した場合における、その第1種契約に係る繰越額のことをい、その繰越額が発生した料金月、その翌料金月又は翌々料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除します。

シ（略）

（注）（略）

(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用

ア FOMAサービス（旧プランFOMAに限ります。）及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信（通信時間が3分を超えるものに限ります。）の着信を受けた場合（当社が別に定める場合を除きます。）、基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMAの通信に関する料金については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、(9)に規定する控除可能額及び繰越額を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から、次表に規定する控除可能額とイに規定する繰越額を当社が別に定める方法により控除した額を適用します。

ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。

控 除 可 能 額

1 通信につき3分を超える3分までごとに10円として算定した額を料金月単位で累計した額
ただし、月間累計額がその額と繰越額の合計額に満たない場合はその月間累計額

イ この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をい、翌料金月又は翌々料金月の月間累計額から控除します。

ウ 総合利用プランのFOMAの通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのFOMAに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料又は国際ショートメッセージ通信料から控除残額（控除可能額と繰越額の合計額からその月間累計額を控除した額をいいます。）を控除します。

	<p>イ (14)に規定する2年定期契約等に係る通信料の月極割引の適用を受けている場合の繰越額は、翌料金月又は翌々料金月の月間累計額から控除するものとします。この場合において、当該料金月において控除できなかった前々々料金月又は前々々料金月における繰越額があるときの当該料金月における繰越額は、イの規定により算定した繰越額からその控除できなかった繰越額を差し引いた額とします。</p>
(10)の2 削除	
(10)の3 2年定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているFOMAに係	<p>ア (略)</p> <p>イ この欄において繰越共有額とは、そのFOMAに係る指定割引回線群((14)に規定するものをいいます。)を構成する他のFOMA又はXi(当社が別に定める方法により、そのFOMAと料金その他の債務を一括して請求しているもの)に限ります。以下この欄において</p>

(10)の2 複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る繰越額の適用	<p>ア 総合利用プランを選択しているFOMA契約者が、第1(基本使用料)の1の(3)に規定する複数回線複合割引の適用を受けている場合は、そのFOMAの通信に関する料金については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額((9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ この欄において繰越共有額とは、そのFOMAに係る割引回線群を構成する他の割引選択回線において、翌料金月又は翌々料金月に控除できなかった繰越額又は引継繰越額(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。)が生じたときに、その合計額をその割引回線群を構成する割引選択回線(データ専用プランに係るものを除きます。)に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。</p> <p>ウ 割引代表回線に係るFOMA契約者は、イに規定する「他の割引選択回線」を「他の割引選択回線(当社が別に定める方法により、そのFOMAと料金その他の債務を一括して請求しているFOMA若しくはXiに限ります。以下この欄において同じとします。)」に読み替えて適用する取扱いを選択することができます。</p> <p>エ 当社は、割引代表回線に係るFOMA契約者からウに規定する申出があったときは、その割引代表回線に係る割引回線群を構成する他の割引選択回線についても、ウの規定を適用します。</p> <p>オ アからエの規定にかかわらず、割引選択回線に係る契約の解除又は名義変更があった場合は、その割引選択回線に係る繰越共有額が適用されないことがあります。</p> <p>カ アのただし書の場合においては、国際アウトローミング利用等に係る料金から繰越残額(繰越共有額からその月間累計額を控除した額をいいます。)を控除します。</p> <p>キ 指定割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属するFOMA(基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、2年定期契約若しくは第2種契約を締結しているもの及び第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているFOMA(第1種契約に係るもの)に限ります。)に係る通信に関する料金については、アからカの規定に準じて取り扱います。</p>
(10)の3 2年定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているFOMAに係	<p>ア (略)</p> <p>イ この欄において繰越共有額とは、そのFOMAに係る指定割引回線群((14)に規定するものをいいます。)を構成する他のFOMA又はXi(当社が別に定める方法により、そのFOMAと料金その他の債務を一括して請求しているもの)に限ります。以下この欄において</p>

る繰越額の適用	「共有対象FOMA等」といいます。)において、当該料金月において控除できなかった前々料金月に新たに生じた繰越額又は引継繰越額(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。)が生じたときに、その合計額をそのFOMA及び共有対象FOMA等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。 ウ～エ(略)
(略)	(略)

第2表～第3表

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(略)	(略)
(3) 国際アウトローミング利用料の適用等	ア(略) イ 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(9)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計(請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計)した額とし、(5)又は(7)の適用を受ける通信に係るものを除きます。)からその控除残額及び繰越残額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 ウ(略) (注)(略)
(略)	(略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ

る繰越額の適用	「共有対象FOMA等」といいます。)において、翌料金月又は翌々料金月に控除できなかった繰越額又は引継繰越額(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。)が生じたときに、その合計額をそのFOMA及び共有対象FOMA等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。 ウ～エ(略)
(略)	(略)

第2表～第3表

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(略)	(略)
(3) 国際アウトローミング利用料の適用等	ア(略) イ 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(9)及び(10)の2に規定する控除残額及び繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計(請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計)した額とし、(5)又は(7)の適用を受ける通信に係るものを除きます。)からその控除残額及び繰越残額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 ウ(略) (注)(略)
(略)	(略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ

			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スイス連邦	<u>Salt Mobile SA</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Cincinnati Bell Wireless, LLC</u>	8	二	<u>A</u> ● <u>I</u>	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スイス連邦	<u>Orange Communications SA</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MegaFon, Public Joint Stock Company	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年7月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 (略)

附則(平成27年5月21日経企第354号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第974号(平成20年11月21日)の附則第4項第5号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) FOMAパケットパック10又はFOMAパケットパック30を選択している場合は、料金表第1第3(通信料)の1(適用)の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区	分	加算額

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MegaFon, Open Joint Stock Company	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 (略)

F O M A パッケージパック10	1,000円
F O M A パッケージパック30	3,000円

- 4 経企第1285号（平成21年2月23日）の附則第4項第5号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の一号を加えます。

(5) F O M A パッケージパック60又はF O M A パッケージパック90を選択している場合は、料金表第1第3（通信料）の1（適用）の(9)のその規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区 分	加算額
F O M A パッケージパック60	6,000円
F O M A パッケージパック90	9,000円

- 5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第14号中「(1)から(13)」を「(1)から(14)」へ改め、同号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。

(14) 当社は、旧プランF O M A に係る定期契約の満了について、当該旧プランF O M A に係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該旧プランF O M A に係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

- 6 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第5項第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(11)」へ改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 当社は、定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約の満了について、当該定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

- 7 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第3項第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(11)」へ改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 当社は、ファミリーワイド等に係る定期契約の満了について、当該ファミリーワイド等に係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該ファミリーワイド等に係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

- 8 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第3項第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」へ改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 当社は、お便りフォトプラン等に係るF O M A ユビキタス定期契約の満了について、当該お便りフォトプラン等に係るF O M A ユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該お便りフォトプラン等に係るF O M A ユビキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

- 9 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項及び第6項を次のように改めます。

(1) 附則第5項第8号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」へ改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。

(8) 当社は、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約の満了について、当該定額データプランスタンダードに係る2年定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランスタンダードに係る2年定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(2) 附則第6項第8号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」へ改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。

(8) 当社は、定額データプランフラットに係る2年定期契約の満了について、当該定額データプランフラットに係る2年定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランフラットに係る2年定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(掲示)

ワイドスター通信サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～19 (略)</p> <p>20 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのワイドスターに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。 <u>ただし、歴月の初日におけるワイドスター契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのワイドスターに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。</u></p> <p>21～24 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第1表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則(平成27年5月21日経企第 354号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～19 (略)</p> <p>20 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の<u>翌暦月</u>までのそのワイドスターに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。</p> <p>21～24 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第1表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>

(揭示)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約 第1節～第2節 (略) 第3節 定期契約</p> <p>第18条～第19条 (略) (定期契約の満了) 第20条 定期契約は、当社がその定期契約に基づく提供開始日の属する暦月の翌 暦月の初日(提供開始日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この 条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる 日をもって満了となります。</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務) 第39条 契約者は、提供開始日(その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を 開始した日(料金表第1表(料金)に規定するプロバイダありプランを選択し ている場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイ ダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始し たこと及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを 当社が確認した日)とします。以下同じとします。)から起算して契約の解除 があった日の前日までの期間(提供開始日と解除があった日が同一の日である 場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規 定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末 設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開始した日と廃止が あった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1 表第2(端末設備)に規定する料金の支払いを要します。この場合において、 契約者が料金表第1表第1(基本使用料)に規定するプロバイダありプランを 選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金(以下「プロバイ ダ料金」といいます。)を、基本使用料に合算して請求します。 ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところ によります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 I P通信網サービスの契約と同時にプロバイダありプランを選択した場合で あって、当社が定める期日までに提携プロバイダ事業者によりその契約者回線 に係るプロバイダサービスの提供が開始されないときは、契約締結の時点で プロバイダなしプランを選択していたものとみなして取扱います。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約 第1節～第2節 (略) 第3節 定期契約</p> <p>第18条～第19条 (略) (定期契約の満了) 第20条 定期契約は、当社がその定期契約に基づく提供開始日の属する暦月の翌 暦月の初日(提供開始日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この 条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる 日をもって満了となります。</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務) 第39条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から 起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除が あった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表 第1(基本使用料)に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾し た日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開 始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)につい て、料金表第1表第2(端末設備)に規定する料金の支払いを要します。この場 合において、契約者が料金表第1表第1(基本使用料)に規定するプロバイダあ りプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金(以下 「プロバイダ料金」といいます。)を、基本使用料に合算して請求します。 ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところ によります。</p> <p>2～3 (略)</p>

第40条～第43条 (略)

第3節～第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

通則

1～2 (略)

3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日が提供開始日であったとき。

(2) 暦月の初日が提供開始日であって、その日にその契約の解除があったとき。

(3) 暦月の初日以外の日に端末設備の貸与の開始があったとき。

(4) 暦月の初日に端末設備の貸与を開始し、その日にその端末設備の貸与の廃止があったとき。

(5) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備の貸与の廃止があったとき。

(6) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。

(7) 第39条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

4～18 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注) (略)

第1表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
ドコモnet機能 (1) IP通信網サービスにおいてインターネットサービスを利用できるように	(1) 基本使用料の料金種別がプロバイダありプラン（提携プロバイダ事業者のプロバイダサービスを指定している場合を除きます。）

第40条～第43条 (略)

第3節～第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

通則

1～2 (略)

3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線の提供又は端末設備の貸与の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備の貸与の廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に契約者回線の提供又は端末設備の貸与を開始し、その日にその契約の解除、端末設備の貸与の廃止があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。

(5) 第39条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

4～18 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注) (略)

第1表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
ドコモnet機能 IP通信網サービスにおいてインターネットサービスを利用できるようにする機能	(1) 基本使用料の料金種別がプロバイダありプラン（提携プロバイダ事業者のプロバイダサービスを指定している場合を除きます。）

<p>する機能（以下「インターネット接続サービス」といいます。）をいいます。</p> <p>(2) この機能を利用している契約者は、当社が割り当てた電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）のアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、受信等を行うことができるようにする機能（以下この欄において「インターネットメール機能」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用している契約者は、インターネットメール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルス（コンピュータについてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録をいいます。以下同じとします。）について当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能（以下この欄において「メールウイルスチェック機能」といいます。）を利用することができます。</p>	<p>に限り提供します。</p> <p>(2) 当社が定める通信プロトコル及び通信ポートに係る通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(3) 当社は、契約者がインターネット接続サービスを利用する場合において、当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判定された情報を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合に、通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(5) 当社は、インターネットメール機能を利用するためのメールアドレスを、当社が別に定めるところにより契約者識別番号1番号ごとに割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。</p> <p>(7) 蓄積できる電子メールの情報量は当社が別に定めるところによります。</p> <p>(8) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者（その電子メールの相手先となる送信者又は受信者がインターネットメール機能を利用している契約者であった場合は、その契約者を含みます。）に、通知します。</p> <p>(9) この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(10) ドコモnet機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注1）この機能の利用中止その他の提供条件については、「ドコモnetご利用規則」に定めるところによります。</p> <p>（注2）当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去することを保証するものではありません。</p>	<p>をいいます。</p>	<p>に限り提供します。</p> <p>(2) この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(3) 当社が定める通信プロトコル及び通信ポートに係る通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合に、通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(5) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
---	---	---------------	---

附則（平成27年 5月21日経企第 354号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年 6月 1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 I P通信網契約（この改正規定実施前に申込があったものに限り）については、第 39条（基本使用料等の支払義務）第 4 項の規定を適用しません。